

事 務 連 絡
令和6年12月25日

都内社会福祉施設 管理者様

東京都福祉局総務部総務課

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組等の推進について（依頼）

平素より東京都の福祉施策にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年の災害対策基本法改正により、避難行動要支援者ごとの個別避難計画作成が区市町村の努力義務とされました。法改正を受け、内閣府において、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（以下「取組指針」という。）が改定され、取組指針では、個別避難計画の作成をはじめとした避難行動要支援者への避難支援等について、区市町村と居宅介護支援事業者や相談支援事業者などの福祉事業者等が積極的に連携していくことが重要であるとされています。

つきましては、貴事業所におかれましても、下記のとおり区市町村が実施する個別避難計画作成への参画等、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組について、御協力をお願い申し上げます。

なお、都では、避難行動要支援者本人や避難支援を担っていただく方に向けて、個別避難計画の意義・内容等に係る啓発動画を作成し、YouTube に掲載しておりますので、あわせてご案内させていただきます。

（Youtube リンク）<https://www.youtube.com/watch?v=i9M8CMTV2-w>

記

1. 個別避難計画作成への参画

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには個別避難計画の作成が有効であり、改正災害対策基本法において、区市町村が個別避難計画を作成するよう努めなければならないこととされています。

取組指針においては、「個別避難計画作成等関係者のうち、特に介護支援専門員や相談支援専門員は、避難行動要支援者のうち介護保険サービス等の利用者について、①日

頃からケアプラン等の作成を通じて、避難行動要支援者本人の状況等をよく把握しており、信頼関係も期待できること、②ケアプラン作成等に合わせる行うことが効果的であること、③災害時のケア継続にも役立つことなどから、個別避難計画作成の業務に、福祉専門職の参画を得ることが極めて重要である。」とされています。

既に多くの区市町村において介護支援専門員や相談支援専門員等の福祉専門職と共同で計画作成の取組が行われているところですが、引き続き、計画作成主体である区市町村と連携の上、福祉専門職の計画作成業務への参画に特段のご配慮をお願いします。

2. 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の平時からの共有

取組指針において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画については、作成主体である区市町村が、福祉事業者等の避難支援等関係者に対して提供することを促進する必要がありますとされています。

また、国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する通知において、福祉事業者が、施設利用者等の安否確認を有効に行うために、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の提供を受けた場合には、区市町村と連携して下記の取組等を行うこととされています。

- ・避難行動要支援者名簿の掲載者について利用者台帳・安否確認シートへ反映
- ・個別避難計画を利用者台帳や安否確認シートとともに保存
- ・発災時の安否確認方法等について、区市町村や避難支援等関係者と事前に検討し、利用者台帳や安否確認シートに記載

3. 個別避難計画を活用した避難訓練への参加等

取組指針において、個別避難計画の効果的な活用に向けては、作成した計画に基づく避難訓練等の実施を通じて、計画の検証・見直しを実施することが重要とされています。

区市町村の計画作成への御協力をいただくとともに、サービス利用者の避難支援等の実効性を高めるため、区市町村が実施する防災訓練への参加や、区市町村と共同での避難訓練の実施等を検討いただきますようお願い致します。

(参考)

「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月(令和3年5月改定))

URL: <https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/r3/index.html>

【担当】

東京都福祉局総務部総務課 石田

電話 03-5388-3934 (直通)

Mail Saki_Ishida@member.metro.tokyo.jp